

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の 申請受付を開始します

消費税率の引き上げによる、所得の低い人や子育て世帯への影響を減らすために、暫定的・臨時的な措置として、「臨時福祉給付金」または「子育て世帯臨時特例給付金」を給付します。なお、受け取ることが出来るのはどちらか1つの給付金で、審査の結果によっては、支給対象とならない場合があります。

— 申請受付は8月から —

臨時福祉給付金

- 支給対象者** 平成26年度分の住民税が課税されていない人が対象です。
ただし、平成26年度分の住民税が課税されている人に扶養されている場合や生活保護の受給者である場合などは除きます。(生活保護受給者の消費税負担には保護基準の改定で対応します。)
- 支給額** 対象者1人につき10,000円
※**支給対象者のうち、次に該当する人は1人につき5,000円を加算します。**
 - ・老齢年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者など
(平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある人が対象です。)
 - ・児童扶養手当、特別障害者手当の受給者など
(平成26年1月分の手当などを受給している人が対象です。)
- 申請先** 鞍手町役場福祉人権課「臨時福祉給付金」窓口
(平成26年1月1日時点で住民票が鞍手町にある人が対象です。)
- 申請期間** 平成26年8月1日(金)から11月4日(火)の
午前8時30分から午後5時15分(土・日・祝は除く)、毎週木曜日は午後7時まで
- 申請書類** 平成26年度分の住民税が課税されない人には申請書の郵送を予定しています。

— 申請受付を開始しました —

子育て世帯臨時特例給付金

- 支給対象者** 次のどちらの要件も満たす人が対象です。
 - ①平成26年1月分の児童手当・**特例給付**※を受給
 - ②平成25年の所得が児童手当の**所得制限限度額**※未滿
 - ※1 特例給付とは、所得が高額な人に対し、児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。
 - ※2 所得制限限度額の例：夫婦2人 所得736万円(収入960万円)
- 対象児童(支給額の計算対象となる児童)**
支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童
ただし、「臨時福祉給付金」の対象となる児童や生活保護の受給者となっている児童などは除きます。(生活保護受給者の消費税負担には保護基準の改定で対応します。)
- 支給額** 対象児童1人につき10,000円
- 申請先** 鞍手町役場福祉人権課「子育て世帯臨時特例給付金」窓口
(平成26年1月1日時点で住民票が鞍手町にある人が対象です。)
- 申請期間** 平成26年7月1日(火)から10月1日(水)の
午前8時30分から午後5時15分(土・日・祝は除く)、毎週木曜日は午後7時まで
- 申請書類** 対象者には申請書を郵送しています。
対象となる人で申請書が届いていない場合は役場福祉人権課にお問い合わせください。
※公務員も基準日である平成26年1月1日時点の住所地の市町村で申請することとなりますので、
所属庁(勤務先)で受け取った申請書と証明書を提出してください。

●**問い合わせ** 鞍手町役場福祉人権課 ☎ 42局2111番(内線247・248)まで